

【オーストラリア】2008年小麦輸出活動法制定への動き

* 2006年12月に暫定的新方式によりAWB社以外の企業が輸出の認可を受けるまで、オーストラリアの小麦のばら荷輸出は長らくAWB社に独占されてきた。2007年11月の総選挙で勝利を収めた労働党ラッド政権は、この問題に最終的な解決を与えるべく、新たな法律の制定に向けて動いている。ここでは2008年3月5日に農林水産相から発表された法案草稿の概要とその後の動きを紹介する。

法案の概要

オーストラリアの小麦輸出制度を改革する法案草稿が公表された。この法案草稿は、ラッド首相が率いる労働党の選挙公約の実現に向けて重要な一歩となるもので、広汎な階層からこの改革の細部についてコメントを得るために公表されたものである。公表にあたって、トニー・バーク農林水産大臣は、次のように語っている。

「政府は、小麦の流通制度の改革を含めて、労働党の選挙公約を果たすことを誓う。我々は、管理されてはいるが自由な競争により決定される市場をもちたい。その市場は、生産者にとって評判のいい輸出業者に売り渡す機会をもたらすことになる。

我々は、これらの改革ができる限り効果的なものとなることを保障するために、生産者や業界のエキスパートグループとの協議を継続していくつもりである。

今回の公表には、小麦生産農家にこのたびの変更をお知らせするばかりでなく、チェックアンドバランスが生産者の利益を守るために当をえたものであることをお知らせしたいということも含まれている。これは、透明で厳格な規制の枠組みの中で、小麦生産者のための新しい機会を作りだしている。

我々は、企業の経済活動と財政能力の質の向上に対して報いることができる最新かつ競争に富んだ市場を作り出そうとしている。」

この法律の制定によって、この業界を規制する組織である **Wheat Exports Australia (WEA)** が創設される。また、WEAには小麦輸出認可スキームを管理する権限が与えられる。

小麦輸出を行おうとするものは若干の資格要件を満たしていなければならない。その要件には次のようなものが含まれる。

- 法人であること
- 小麦の貿易に適格性を有する企業であること
- ばら荷の穀粒を扱う港湾のターミナル施設の運営も併せて行っている企業である場合には、その施設を他の業者も使用できるような取り決めを適切に用意しなければならない。

2009年10月1日以降、この取り決めは、**Australian Competition and Consumer**

Commission によって承認を受ける必要が発生する。それ以前の期間では、該当する企業は、アクセスを与えることとそのための契約条件を公表することを誓約しなければならない。

3番目の資格要件には小麦の輸出・流通に関わる次の事情がある。すなわち、小麦のような穀粒の輸出には、ばら荷での運搬のほか袋詰めやコンテナでの輸送方法もある。しかし、荷役作業の容易さ、輸送のコストや効率性を考慮すると、ばら荷での輸送にとっても及ぶものではなく、しかも、大量に扱うとなればなおさらである。

袋詰めやコンテナによる小麦の輸出は、既に自由化されており、この法案でも対象外となっている。ばら荷の穀粒を扱う港湾のターミナル施設の多くは既存の輸出業者が所有するものである。小麦輸出の新規参入が認められたとしてもこの施設の使用を拒まれたならば、自由な競争の実現も画餅に帰しかねないことになる。このような状況からこの要件が挿入されている。

この法律の制定によって、認可条件に違反が生じた場合、WEA には認可を停止又は取り消す権限が与えられる。また、所管する大臣は、WEA に命じて問題を調査させる権限を有し、企業は毎年の遵守報告と特定の輸出データを提供することを求められることになる。

その後の動き

政府のコメント募集に対しては4月3日の締切までに30通以上のコメントが寄せられた。

3月17日、上院の地方・地域問題及び輸送委員会は、この法案について調査に入ることを発表し、同月26日、27日にはキャンベラで、27日にはパースで地方公聴会を開催した。4月22日にはキャンベラでさらに開催される予定である。

業界のエキスパートグループは、4月24日までに農林水産大臣に対し、その討議の結果を報告することになっている。

政府は7月1日の施行を予定しており、これに間に合わせるためには、最終的に完成された法案を5月までに議会に提出する必要がある。

参考文献(インターネット情報はすべて2008年4月18日現在である。)

・Wheat Export Marketing Bill 2008(EXPOSURE DRAFT), Wheat Export Marketing (Repeal and Consequential Amendments)Bill 2008 (EXPOSURE DRAFT)

<<http://www.daff.gov.au/agriculture-food/wheat-sugar-crops/wheat-marketing/legislation>>

・Draft Wheat Export Marketing Bill released today (Media Release)

<http://www.maff.gov.au/media/media_releases/march_2008/draft_wheat_export_marketing_bill_released_today>

(松尾 和成・海外立法情報調査室)